

第 7 1 8 号
平成26年 5 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数
・天理市職員互助会条例の一部を改正する条例	19	1
規 則	番号	頁数
・天理市職員互助会規則の一部を改正する規則	15	2
・天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則	16	2
・天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則	17	6
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	131	9
・放置自転車等の保管について	132	9
・放置自転車等の保管について	133	10
・放置自転車等の保管について	134	10
・放置自転車等の保管について	135	10
・放置自転車等の保管について	136	11
・平成26年第1回天理市議会臨時会の招集について	137	11
・放置自転車等の保管について	138	11
・放置自転車等の保管について	139	12
・放置自転車等の保管について	140	12
・放置自転車等の保管について	141	12
・放置自転車等の保管について	142	13
・放置自転車等の保管について	143	13
・放置自転車等の保管について	144	14
・放置自転車等の保管について	145	14
・放置自転車等の保管について	146	14
・放置自転車等の保管について	147	15
・抑留犬の公示について	148	15

・放置自転車等の保管について	149	16
・放置自転車等の保管について	150	16
・地縁による団体の告示事項の変更について	151	16
・放置自転車等の保管について	152	16
・放置自転車等の保管について	153	17
・平成26年度地籍調査の実施について	154	17
・抑留犬の公示について	155	17
・放置自転車等の保管について	156	18
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	11	18
・一般競争入札について	12	22
・公募型プロポーザルについて	13	26
・農用地利用集積計画について	14	30
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	15	30
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	16	30
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	6	31
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	4	31
公営企業	番号	頁数
・公募型指名競争入札について【公告】	7	31
・一般競争入札について【公告】	8	36
・指定下水道工事店の指定について【公告】	9	41

条 例

天理市職員互助会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年 4 月30日

(平成26年 4 月30日 掲 示 済)

天理市長 並 河 健

天理市条例第19号

天理市職員互助会条例の一部を改正する条例

天理市職員互助会条例（昭和29年 8 月天理市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び天理市が加入する一部事務組合の職員で、市長が別に定めるもの」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

(平成26年 4 月30日 掲示済)

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第15号

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則

天理市職員互助会規則（昭和46年 7 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 条の 2」を「第 4 条」に改める。

第 4 条の 2 を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年 4 月30日 掲示済)

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月30日

天理市長 並 河 健

天理市規則第16号

天理市職員等の旅費に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員等の旅費に関する規則（昭和37年 4 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 号様式」を「様式第 1 号」に改める。

第 7 条第 1 項中「第 2 号様式」を「様式第 2 号」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

出張命令(依頼)簿		所 属					氏 名	
		職 名 (職員以外の者にあつては、住所)					職務の級	
							級	

決裁印等	決裁	市長	副市長	部長	部次長	課長	利用交通機関	旅費額	運賃	円
							公用車の利用		日当	円
出張地	出張日	年月日から		泊	年月日まで	泊	有・無	額	宿泊料	円
		年月日まで	泊				泊		計	円
用務							運賃明細			
備考										

決裁印等	決裁	市長	副市長	部長	部次長	課長	利用交通機関	旅費額	運賃	円
							公用車の利用		日当	円
出張地	出張日	年月日から		泊	年月日まで	泊	有・無	額	宿泊料	円
		年月日まで	泊				泊		計	円
用務							運賃明細			
備考										

決裁印等	決裁	市長	副市長	部長	部次長	課長	利用交通機関	旅費額	運賃	円
							公用車の利用		日当	円
出張地	出張日	年月日から		泊	年月日まで	泊	有・無	額	宿泊料	円
		年月日まで	泊				泊		計	円
用務							運賃明細			
備考										

決裁印等	決裁	市長	副市長	部長	部次長	課長	利用交通機関	旅費額	運賃	円
							公用車の利用		日当	円
出張地	出張日	年月日から		泊	年月日まで	泊	有・無	額	宿泊料	円
		年月日まで	泊				泊		計	円
用務							運賃明細			
備考										

平成26年5月10日 土曜日

天理市公報

第2号様式を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

旅費概算（精算）請求書

天理市長様										会計室長	主務課長
下記のとおり請求します。											
年 月 日										職名(住所)	
										職務の級	級
会計名	款	項	目	節	細節	氏名					印
会計											
用務										出張地	
月	日	出発地	到着地	路程 km	鉄道賃(船賃)				航空賃 円	車賃 円	過不足額 円
					運賃 円	急行料 円	特別料 円	計 円			
計											
日当	1日につき 円		日	円		※記入不要 概算払年月日			備考		
宿泊料	1夜につき 円		夜	円		年 月 日					
概算額	円		精算額	円	不足額	円	返納額	(赤字) 円			
過不足の理由						上記のとおり精算します。 年 月 日					

附 則

この規則は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

(平成26年 4 月 30 日 掲示済)

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第17号

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第22条の 4 及び附則第 2 条の規定に基づく特別徴収（以下「特別徴収」という。）の実施に関し、法、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収の対象者)

第 2 条 特別徴収の対象となる者（以下「対象者」という。）は、天理市保育の実施に関する条例施行規則（平成10年 3 月天理市規則第 7 号）第 5 条に規定する保育料（以下「保育所保育料」という。）を滞納している者で、特別徴収の方法によって保育所保育料を徴収する必要があると市長が認めるものとする。

(特別徴収の対象となる保育所保育料)

第 3 条 特別徴収の対象となる保育所保育料は、児童手当法施行細則（昭和48年 6 月天理市規則26号）第 2 条に規定する支払日において納付の期限が到来していないものとする。

(特別徴収の対象となる保育所保育料の範囲)

第 4 条 特別徴収の方法によって徴収する保育所保育料の額は、当該保育所保育料の対象となる児童に係る児童手当の支給額の範囲内とする。

(特別徴収の通知)

第 5 条 法第22条の 4 第 2 項による通知は、保育所保育料特別徴収決定通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定により通知した特別徴収の方法によって徴収する保育所保育料の額を変更しようとするときは、保育所保育料特別徴収変更通知書（様式第 2 号）により対象者に通知するものとする。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年 5 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市長



保育所保育料特別徴収決定通知書

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収を決定しましたので通知します。

記

1 対象児童

児童の氏名

2 特別徴収する保育所保育料

児童手当支払期日	特別徴収する保育所保育料	摘要
	円	
	円	
	円	
	円	

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

天理市長



保育所保育料特別徴収変更通知書

天理市児童手当からの保育所保育料の特別徴収に関する規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり特別徴収する額を変更しましたので通知します。

記

1 対象児童

児童の氏名

2 特別徴収する保育所保育料

児童手当支払期日	特別徴収する保育所保育料	
	変更前	変更後
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

告 示

(平成26年 4月 7日 掲示済)

天理市告示第131号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月 7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 4月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月 7日から平成26年 6月 5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年 4月 8日 掲示済)

天理市告示第132号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月 8日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4月 8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月 8日から平成26年 6月 6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月 9 日 掲 示 済)

天理市告示第133号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 9 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4 月 9 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月 9 日から平成26年 6 月 7 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月 10 日 掲 示 済)

天理市告示第134号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 10 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4 月 10 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月 10 日から平成26年 6 月 8 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月 11 日 掲 示 済)

天理市告示第135号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月 11 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 4 月 11 日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年4月11日から平成26年6月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年4月11日揭示済)

天理市告示第136号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年4月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年4月11日

3 移動対象区域

天理勾田町82番地1先放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年4月11日から平成26年6月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年4月14日揭示済)

天理市告示第137号

平成26年第1回天理市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年4月14日

天理市長 並 河 健

記

1 期 日 平成26年4月21日

2 場 所 天理市役所議事場

3 付議事件

○ 天理市職員互助会条例の一部改正について

○ 専決処分の承認を求めることについて

○ 天理市議会常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

(平成26年4月14日揭示済)

天理市告示第138号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年4月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年4月14日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年4月14日から平成26年6月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年4月15日揭示済)

天理市告示第139号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年4月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年4月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年4月15日から平成26年6月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年4月16日揭示済)

天理市告示第140号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年4月16日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年4月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年4月16日から平成26年6月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年4月17日揭示済)

天理市告示第141号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月17日から平成26年 6月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4月18日揭示済)

天理市告示第142号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月18日から平成26年 6月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4月18日揭示済)

天理市告示第143号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 4月18日
- 3 移動対象区域
天理市三島町378番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4月18日から平成26年 6月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 4月21日 揭示済)

天理市告示第144号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 4月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4月21日から平成26年 6月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 4月22日 揭示済)

天理市告示第145号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月22日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 4月22日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 4月22日から平成26年 6月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 4月23日 揭示済)

天理市告示第146号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4月23日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月23日から平成26年 6月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4月24日 掲示済)

天理市告示第147号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4月24日から平成26年 6月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4月24日 掲示済)

天理市告示第148号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第6条第8項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 4月24日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成26年 4月24日 14:00
保護場所 天理市藤井町
種類 雑種
性別 雌
年齢 成
毛色 茶
体格 中
その他、特徴 首輪なし

(平成26年 4 月28日 掲示済)

天理市告示第149号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月28日から平成26年 6 月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月30日 掲示済)

天理市告示第150号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 4 月30日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 4 月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 4 月30日から平成26年 6 月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 4 月30日 掲示済)

天理市告示第151号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、東井戸堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年 4 月30日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市櫛本町1484番地	永井	茂治
変更後	代表者	天理市櫛本町871番地	奥本	丞司
変更年月日		平成26年 1 月12日		

(平成26年 5 月 1 日 掲示済)

天理市告示第152号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 5 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 5 月 1 日から平成26年 6 月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 5 月 1 日揭示済)

天理市告示第153号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第 1 項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成26年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年 4 月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 5 月 1 日から平成26年10月31日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年 5 月 1 日揭示済)

天理市告示第154号

国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により次のとおり告示する。

平成26年 5 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 国土調査として事業計画が公示された年月日 平成26年 4 月22日
- 2 調査を実施する者の名称 天理市
- 3 調査地域 天理市三島町及び山田町の各一部の地域
- 4 調査期間 平成26年 5 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

(平成26年 5 月 2 日揭示済)

天理市告示第155号

抑留犬の公示

狂犬病予防法第 6 条第 8 項（第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公示する。

平成26年 5 月 2 日

天理市長 並 河 健

保護日時 平成26年 5 月 2 日 11 : 30
保護場所 天理市藤井町
種類 雑種
性別 雌
年齢 成
毛色 茶
体格 中
その他、特徴 首輪なし

(平成26年 5 月 2 日 掲示済)

天理市告示第 156 号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第 30 号）第 12 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 14 条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 5 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年 5 月 2 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年 5 月 2 日から平成26年 6 月 30 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年 4 月 8 日 掲示済)

天理市公告第 11 号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成26年 4 月 8 日

天理市長 並 河 健

第 1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事に伴う先行工事
- (2) 工事場所 天理市前栽町
- (3) 工事概要 既設東校舎棟改修工事
既設北プレハブ校舎棟改修工事
プール濾過室移設工事
キュービクル設置及び電気設備インフラ盛替工事
受水槽ポンプ設置及び機械設備インフラ盛替工事
外構樹木及び工作物撤去工事
- (4) 工期 平成26年 10 月 31 日まで

- (5) 予定価格 119,232,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 107,308,800円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するものであって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (株)東畑建築事務所 大阪事務所
住 所 大阪府大阪府中央区高麗橋2-6-10

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立前栽小学校 校舎新增改築工事に伴う先行工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 4 月 8 日（火）から 平成26年 4 月 18 日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 4 月 8 日（火）から 平成26年 4 月 18 日（金）まで
質問書の提出期限	平成26年 4 月 23 日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 4 月 30 日（水）
質問書への回答日	平成26年 4 月 30 日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 5 月 2 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 5 月 8 日（木）
入札書到着期限日	平成26年 5 月 12 日（月） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年 5 月 13 日（火） 午前 9 時 30 分
くじを行う場合の日時	平成26年 5 月 13 日（火） 午前 11 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(平成26年 4 月 10 日 掲示済)

天理市公告第12号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年 4 月 10 日

天理市長 並 河 健

第1 工事概要

- (1) 工事名 天理市立丹波市小学校 校舎耐震補強工事及び天理市立北中学校夜間学級校舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市丹波市町
- (3) 工事概要 工事面積
③棟 949㎡
うち丹波市小学校校舎面積 503㎡
夜間学級校舎面積 446㎡
⑧棟 1,548㎡
⑨棟 1,241㎡
耐震補強工事
鉄骨ブレース設置工事 全15構面
(③棟3構面、⑧棟6構面、⑨棟6構面)
耐震スリット新設工事 全6カ所
(③棟1カ所、⑧棟3カ所、⑨棟2カ所)
袖壁新設工事 全10カ所
(③棟4カ所、⑧棟6カ所)
内部階段補強工事・外部階段補強工事
屋上防水改修工事
高架水槽改修工事
その他関連付属工事
- (4) 工期 平成26年11月28日まで
- (5) 予定価格 92,059,200円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 82,556,280円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) その他 本入札は、次の①及び②の工事を1案件として入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
①天理市立丹波市小学校 校舎耐震補強工事
②天理市立北中学校夜間学級 校舎耐震補強工事

第2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するものであって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築一式工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成25年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成25年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者
- (4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称 (有)優建築工房
住 所 天理市櫛本町2783番41

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地

天理市役所 3 階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1 回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、第 1 (7)①及び②の各々について請負代金額の10分の 1 以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第 2 に定める競争参加資格がない者のなした入札、第 6 に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が 3 者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が 3 者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立丹波市小学校 校舎耐震補強工事及び天理市立北中学校夜間学級 校舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 4 月 10 日（木）から 平成26年 4 月 21 日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 4 月 10 日（木）から 平成26年 4 月 21 日（月）まで
質問書の提出期限	平成26年 4 月 24 日（木） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 5 月 2 日（金）
質問書への回答日	平成26年 5 月 2 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 5 月 9 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年 5 月 14 日（水）
入札書到着期限日	平成26年 5 月 19 日（月） 書留郵便にて 日本郵便㈱ 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年 5 月 20 日（火） 午前 9 時 30 分
くじを行う場合の日時	平成26年 5 月 20 日（火） 午前 11 時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(平成26年 4月14日 掲示済)

天理市公告第13号

天理駅前広場等空間デザイン作成等業務を行うにあたり、公募型プロポーザル方式により受託者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成26年 4月14日

天理市長 並 河 健

1 趣旨

天理駅前広場は、平成15年に駅舎の老朽化と放置自転車対策等により、21世紀に向けて発展する天理市の玄関口としてふさわしい機能と形態を確立するため、地下駐輪場の整備、歩行者の安全を確保するための地下歩行者専用通路の整備、快適な駅前広場整備の3つを柱とする駅前広場再整備事業が行われ、新しい駅前広場がオープンいたしました。

しかしながら、近年、市の玄関口である駅前広場が通勤通学の時間帯を除いて閑散とし、天理のイメージをさびれたものに加えて、整備された広大なスペースがありながら駅前広場に親子で遊べるスペースや来訪者等が気軽に時間を過ごせる場所が少なく、にぎわい創出及び魅力PR等の機能が十分果たされていないという課題を抱えています。

現在、市では、未来を見据えた天理駅周辺地区の活性化に向けて、同地区の街づくりの方向性や駅前空間の将来像を示す基本構想を作成中であり、先般、活性化プロジェクトとの具体的内容を検討する場として、地域住民や関係団体の代表等で構成される街づくり協議を発足させたところであります。今後この協議会での協議を経て、基本構想の具現化に向けた天理駅周辺地区活性化プロジェクトが進んでまいります。

その第1フェーズとして、天理駅前広場及びその周辺（以下「駅前広場等」という。）の空間整備を行い、駅前広場等を活気あるものとし、市のみならず市外からも人を呼び込めるにぎわいの拠点といたします。

本業務は、天理駅周辺地区のにぎわいある街づくりの実現を目的に、駅前広場等のあるべき姿を明確にするとともに、本年度の下半期、駅前広場等空間整備事業着手に向け駅前空間デザインを作成するものであります。このため、本業務のデザイン・アイデア等の提案を受け、本業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、プロポーザル方式の公募を実施します。

2 業務の概要

- (1) 業務名 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託
- (2) 履行期限 平成27年 3月31日(火)まで
- (3) 業務委託費の上限額
20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）
契約にあたっては、受託者からの見積価格を参考に決定する。
- (4) 業務内容
 - ① 天理駅前広場等空間デザイン
 - ② 天理駅前広場等空間整備事業実施に伴う設計監修
 - ③ 天理駅周辺地区活性化プロジェクト基本構想の作成支援
 - ④ 天理駅前広場等空間整備事業実施に伴う補助金申請に関する資料の作成支援
 - ⑤ 天理駅周辺地区街づくり協議会及び関係機関等との協議資料の作成支援※詳細は、別添「天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書」のとおり
なお、③④⑤の業務については外注することも可能とする。

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市建設工事等暴力団排除措置要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。
- (6) 当該業務を円滑に推進するために必要な経営基盤を有し、かつ十分な管理能力を有していること。
- (7) 当該業務を的確に遂行できる組織、人員等を有していること。

プロポーザルに参加しようとする者は、(1)～(7)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、6に掲げる提出期間内に参加表明書及び資料の提出をしない者、並びに参加資格がないと認めた者は、プロポーザルに参加することができない。

プロポーザル参加資格の確認は、参加表明書提出後速やかに行い、その結果は通知書の発送をもって行う。

4 配布資料

配布資料は以下のとおりであり、参考資料【2】を除き天理市ホームページからダウンロードすること。参考資料【2】については、参加表明書の提出がありプロポーザルの参加資格が有ると確認できた者に配布するものとする。

- (1) 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務公募型プロポーザル実施要領
- (2) 天理駅前広場等空間デザイン作成等業務委託仕様書
- (3) 参考資料【1】

- ① 天理市第5次総合計画
- ② 天理市都市計画マスタープラン
- ③ 天理駅前広場整備事業（平成15年度）竣工パンフレット

参考資料【2】

- ① 天理駅周辺地区街づくり協議会（事前会議、第1回協議会）資料
- ② 駅前空間整備の方向性
- ③ 法規制等一覧（現時点で把握している規制等であり、網羅しているとは限らない）
- ④ 用途区域図
- ⑤ 天理駅前広場整備事業（平成15年度）図面関係
- ⑥ J R南団体待合室関係図面
- ⑦ 市観光物産センター（ナビ天理）関係図面

5 プロポーザル実施手順

実施要領の公表から選定までの実施手順は以下のとおりである。

内容	期間等
実施要領の公表	平成26年4月14日(月) 天理市公式ホームページ上で公開します。
参加表明書の提出期間	平成26年4月14日(月)から 平成26年4月25日(金)まで
質問受付期間	平成26年4月14日(月)から 平成26年4月25日(金)17時まで
現場説明 (任意参加)	平成26年4月21日(月)14時 ※13時30分より受付開始
提案書等の提出期間	平成26年5月1日(木)から 平成26年5月12日(月)まで
第一次審査 (書類審査)	平成26年5月15日(木) ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする 参加事業者3社を選定する。
第一次審査結果通知	平成26年5月15日(木) ※第一次審査参加者全員に結果通知する。
第二次審査 (ヒヤリング審査)	平成26年5月19日(月) ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知する。
委託候補者選定結果通知	平成26年5月19日(月) ※第二次審査参加者全員に結果通知する。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 平成26年4月25日(金)当日必着
- (2) 提出方法
提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。
- (3) 提出先 「13. 担当部局」へ提出すること。
- (4) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）1部
 - ② 事業者概要（様式2）1部
 - ③ 会社の概要がわかるパンフレット等 1部

7 現場説明会

- (1) 説明会日程
 - ① 日時：平成26年4月21日(月)14時から

② 受付場所：天理市役所4階 431会議室（13時30分から受付開始）

(2) 参加方法

説明会の参加希望者は、平成26年4月18日(金)17時までに「13. 担当部局」まで電子メールで連絡すること。参加できる人数は3名までとする。

電子メールの件名は、「現場説明会参加申込」とし、本文には事業者名、所在地、電話番号、参加人数、参加者氏名を明記すること。なお、説明会においては参加者からの質問は一切受け付けないのをご了承ください。

※ 現場説明会への参加は、任意参加とする。

8 質問受付及び回答

(1) 受付期限 平成26年4月25日(金)17時必着

(2) 受付方法

質問書は、文書（様式自由）にてファックス又は電子メールで「13. 担当部局」へ提出すること。

なお質問は、3に掲げる参加資格を有するもののみ受け付けるものとする。

(3) 回答方法

寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成26年5月1日(木)に天理市ホームページに掲載する。

9 提案書等の提出

(1) 提出期間

平成26年5月1日(木)から平成26年5月12日(月)当日必着

(2) 提出方法

提出は、持参、郵送（書留郵便に限る）、宅配便の方法により提出すること。なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。

(3) 提出先 「13. 担当部局」へ提出すること。

(4) 提出書類及び部数

・提出書類は日本語で作成すること。

・体裁は用紙A4判片面または両面印刷とするが、A3判による折り込みも可とする（A3判は2ページカウント）。文字数、文字サイズ等の書式は指定しない。②～⑦をクリップ留めしたものを7部作成し、①を添付の上、提出すること。

① 提案書表紙（様式3）1部

② 業務実施体制（様式4）7部

③ 建築家・デザイナー履歴（様式5）7部

④ 提案書：任意様式 7部

※提案書はA4判20ページ以内とする。

⑤ 履行期限までの事業スケジュール：任意様式 7部

⑥ 業務委託見積書（消費税及び地方消費税を含む）：任意様式 7部

※本見積書は、委託上限額の範囲での提案であることを確認するためのものであり、提出された額を持って契約するものではありません。

⑦ 空間デザイン提案パース 7部

※提案パースはA3サイズとするが、枚数、カット割りは指定しない。

※提案パースに加えて、模型を提出することも可（模型は1部とする）

⑧ 提案書関係書類電子データ（PDF形式）1部

(5) 提案について

・本提案は、本業務の受託候補者を選定するために必要な提案を求めるものであり、提案書等では、業務を実施する上での体制や基本的な考え方、空間デザイン及びデザイン意図、PRポイント等についての記載を求める。

・提案については「4. 配布資料」に加えて提案者の独自の調査研究により、本業務に関する関連事情を十分理解した上で提案書が作成されることを期待しており、受託者には特に次のことを望むものである。

① 限られた期間内での作業になることから、提案者には連絡・調整を密にできる体制と優れたネットワークを有すること。

② 街づくり協議会での議論を経て空間デザインが完成することから、提案デザインの修正に関して柔軟に対応できること。

③ 本市の強み、特性を十分に理解し、創意工夫あふれる提案を積極的にされること。

④ 内外へのアピール力を備えた駅前空間を整備していく方針から、本業務には高い発信力と実績を備えた建築家やデザイナーの起用を期待しており、当該建築家・デザイナーの作品であることをPRしていくことを前提としている。

10 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定めるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由で契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

① 一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、審査委員会において上位3社を選定し、すべての提案者にその結果を文書通知する。なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

② 第二次審査（ヒヤリング審査）

第一次審査通過者によるヒヤリングを以下の要領で行い、最優秀提案者を選定し、一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

ア) 各社出席者は3名以内として、空間デザインを行った建築家やデザイナーは必ず出席するものとする。

イ) 説明時間は、1社あたり1時間以内とする。（提案者のプレゼン30分、質疑応答30分を目安とする。）なお、パソコンを用いる場合、パソコンやプロジェクターは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと（スクリーンは市で準備する）。

ウ) ヒヤリング審査の詳細日程は該当者に別途通知する。

エ) ヒヤリング時の追加資料の配布は認めないが、提案パースに基づく模型等の提出は認める。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。

① 実施体制

② 建築家やデザイナーの実績、発信力

③ 提案内容

- ・本業務の方針、狙いに関する理解は十分であるか。
- ・本市の強み、特性を理解し提案内容に創意工夫が感じられるか。
- ・関連計画との整合性はとれているか。
- ・提案内容は実現性が高いか。
- ・街づくり協議会への対応は適切か。

④ 履行期限までの業務スケジュール

⑤ 空間デザイン提案パース

- ・デザイン意図・コンセプトは明確であるか。
- ・独創的なデザインか。
- ・デザインの完成度
- ・動線・利便性・安全性が確保されているか。
- ・施設機能が確保され、空間と調和がとれているか。
- ・駅前空間の将来像と合致しているか。

⑥ 本業務委託に係る見積価格

⑦ ヒヤリング対応

(3) 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果についてのみ、市のホームページにて公表する。

11 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 委託上限額を超える場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

12 その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、提案書等を提出できないものとする。
- (2) 本件に参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 書類提出後の提案書等の修正又は変更は一切認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 参加事業者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (6) 市は、参加事業者からの提案に拘束を受けない。なお、本要領に定めるもののほか、提案にあつ

って必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。

(7) 受託者は、第2回以降の街づくり協議会へ出席することとする。

なお、第2回街づくり協議会は平成26年5月23日(月)10時を予定している。

(8) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をしたうえで行う。

13 担当部局(問合せ先)

天理市市長公室総合政策課(担当:石原、吉本)

所在地:奈良県天理市川原城町605(天理市役所4階)

電話:0743-63-1001 内線464

ファックス:0743-62-5016

電子メール:sougou@city.tenri.nara.jp

(了)

(平成26年4月30日揭示済)

天理市公告第14号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年4月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年5月1日揭示済)

天理市公告第15号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成26年5月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成26年5月1日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2990400091	
名称	あすならホーム柳本 グループホーム	
所在地	奈良県天理市柳本町1310-1	
申請者	名称	社会福祉法人 協同福祉会
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市宮堂町160-7
	代表者の氏名	村城 正
	代表者の住所	京都府木津川市南加茂台2丁目10番地2
指定年月日	平成26年5月1日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

(平成26年5月1日揭示済)

天理市公告第16号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成26年5月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成26年5月1日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2990400109
名称	あすならホーム柳本 多機能型ケアホーム
所在地	奈良県天理市柳本町1310-1

申請者	名称	社会福祉法人 協同福祉会
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市宮堂町160-7
	代表者の氏名	村城 正
	代表者の住所	京都府木津川市南加茂台 2 丁目10番地 2
指定年月日	平成26年 5 月 1 日	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

教育委員会

(平成26年 5 月 2 日 掲示済)

天教告示第 6 号

平成26年 5 月 8 日午後 2 時から 5 月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 5 月 2 日

天理市教育委員会

教育委員長 前 川 喜 太 郎

農業委員会

(平成26年 4 月 25 日 掲示済)

天農委告示第 4 号

平成26年 5 月 7 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 4 月 25 日

天理市農業委員会

会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
- 議案第 3 号 平成25年度天理市農業委員会の活動計画の点検・評価の決定について
- 議案第 4 号 平成26年度天理市農業委員会の活動計画の決定について
- 議案第 5 号 その他
 - ① 市街化区域の専決処分について (報告)
 - ② 議会推薦による農業委員の辞職願について

公営企業

(平成26年 4 月 7 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 7 号

公募型指名競争入札について

下記の業務委託の請負について、次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の11第3項の規定により準用されることとなる第167条の5第2項の規定により公告する。

平成26年 4 月 7 日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第 1 業務概要

- (1) 業 務 名 天理市水道施設運転管理等業務委託
- (2) 履 行 場 所 天理市豊井浄水場、杣之内浄水場、その他水道施設
- (3) 業 務 概 要 天理市上下水道局 (以下「局」という。)が指定した期間 (天理市の休日を定める条例に定める休日は、24時間とし、それ以外の日は、午後 4 時45分から翌日の午前 8 時45分まで) において、豊井浄水場、杣之内浄水場の他、局が管理する取水井戸、ポンプ場、受水池、配水池等の水道施設の運転管理、保守点検、保全管理業務等を行うものである。
- (4) 業務委託期間 平成26年 7 月 1 日から平成29年 6 月30日まで
- (5) 引継準備期間 契約締結の日から平成26年 6 月30日まで

- 引継期間中に要する費用は、引継ぎを受ける受託者の負担とする。
- (6) 予 定 価 格 216,000,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 支 払 条 件 毎月払い
契約金額を36月で除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に支払うものとする。
- (8) 低入札調査基準価格 設定有り
- (9) 低入札失格基準価格 設定有り

第2 競争入札参加資格

- (1) 局に物品購入等に係る入札参加資格申請書を提出している「浄水場管理」の登録資格を有する業者であって、(2)から(4)までに掲げる条件をすべて満たし、この業務に係る競争入札参加資格有の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」という。）の結果における「電気工事」、「機械器具設置工事」及び「水道施設工事」の総合評価値がいずれも800点以上の者であること。
 - ④ 過去15年以内（本業務の発注年度を含まない。）において、官公庁が運営する水道事業又は用水供給事業に係る浄水施設（排水処理施設を除く。）の運転管理業務の施工元請実績を有すること。
 - ⑤ 過去15年以内（本業務の発注年度を含まない。）において、官公庁が発注した水道事業又は用水供給事業に係る浄水施設の工事（電気、機械器具設置又は水道施設）において、契約金額3,000万円以上の単独元請実績を有すること。
 - ⑥ 補償金額の限度額が5億円以上の賠償保険に加入しているか、当該委託契約締結時に加入できる者であること。未加入者については、当該保険加入に関する誓約書の提出ができる者とする。
 - ⑦ 業務の履行場所である豊井浄水場から、概ね2時間以内の範囲内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
 - ⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑨ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の①から⑥に掲げる有資格者を直接雇用していること。ただし、当該有資格者及び実務経験者は、それぞれ兼ねることができるものとする。
- ① 水道技術管理者
 - ② 水道浄水施設管理技士
 - ③ 特定化学物質等作業主任者
 - ④ 酸素欠乏危険作業主任者
 - ⑤ 電気主任技術者（第3種以上）
 - ⑥ 技術士（上下水道部門、選択科目：上水道及び工業用水道）
- (4) 次に掲げる総括責任者及び副総括責任者を配置できる者であること。また、業務目的達成に必要な電気担当主任及び従事職員を配置できる者であること。この場合における実務経験は、8時間を1日に換算して1箇月あたり10日以上当該業務に従事した月を通算するものとする。また、総括責任者、副総括責任者、電気担当主任及び従事職員は、すべて直接雇用であることとし、総括責任者、副総括責任者及び電気担当主任については、従事者シフトに編入を妨げないものとする。
- ① 総括責任者（豊井浄水場に常駐専任）
 - ア 業務全体の責任者で、水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道施設（電気・機械設備を含む。）の運転管理、保守点検、保全管理、水質分析等の業務（以下「運転管理等業務」という。）に精通し、かつ、運転管理等業務の実務経験並びに高度な技術力及び的確な判断力を有し、水道浄水施設管理技士（2級以上）の有資格者であること。
 - イ 過去10年以内（本業務の発注年度を含まない。）に元請けとして完了した運転管理等業務に3年以上の実務経験を有すること。総括責任者は、豊井浄水場にて配属専任であること。
 - ② 副総括責任者（杣之内浄水場に常駐専任）
 - ア 総括責任者を補佐する者で、運転管理等業務に精通し、かつ、運転管理等業務の実務経験並びに高度な技術力及び的確な判断力を有し、水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士（3級以上）の有資格者であること。
 - イ 過去10年以内（本業務の発注年度を含まない。）に元請けとして完了した運転管理等業務に2年以上の実務経験を有すること。副総括責任者は、杣之内浄水場にて配属専任であること。
 - ③ 電気担当主任

ア 運転管理等業務に精通し、かつ、電気に関する高度な知識及び技術力を有し、電気主任技術者（第3種以上）又は電気工事士（第2種以上）の有資格者であること。

イ 運転管理等業務について、1年以上の実務経験を有する者であること。

④ 従事職員

ア 運転管理等業務について、必要な技術を有し、かつ、6箇月以上の実務経験を有する者であること。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-0013

天理市豊井町687

天理市上下水道局 浄水課 浄水係 (豊井浄水場)

電話番号 0743-62-0496

(2) 公募型指名競争入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書の公開期間及び場所

① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 公開場所 第3(1)に同じ。

(4) 仕様書に対する質問書は、有する場合のみ下記期限までに提出するものとする。

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出方法 持参すること。

(5) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）に定めた期日に回答書を郵送にて発送する。

第4 競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、第2に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を下記のとおり提出し、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）から競争入札参加資格が有ることの確認を受けなければならない。

(1) 申請書及び確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 競争入札参加資格確認申請者への通知等

(1) 競争入札参加資格が有とした者への通知

① 別表（入札日程）に定めた期日に公募型指名競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書の交付を行い郵便にて発送する。

(2) 競争入札参加資格が無とした者への通知

① 別表（入札日程）に定めた期日に公募型指名競争入札参加資格確認通知書（資格が無と記載したもの）交付を行い郵便にて発送する。

② 競争入札参加資格が無とした場合の説明を希望する場合は、別表（入札日程）に定めた期日までに当該説明要望書を書面にて提出しなければならない。

③ ②に対する回答は、別表（入札日程）に定めた期日に書面の交付を行い郵便にて発送する。

第6 入札方法等

本競争入札は、一般書留郵便又は簡易書留郵便による郵便入札とし、必要事項が記入押印された入札書が到着期日までに到着しなかった場合は、入札を辞退したものとみなす。

(1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 第3(1)に同じ。

(3) 開札日時 別表（入札日程）のとおりとする。

(4) 開札場所 第3(1)に同じ。

第7 落札者の決定方法等

(1) 入札の回数は、1回を限度とする。

(2) 管理者があらかじめ設定した予定価格の制限の範囲内（低入札価格調査制度有り）で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 落札決定の際は、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、

入札者は消費税に係る課税業者であるか否かにかかわらず、入札書には、見積もった契約希望金額の本体に相当する金額を記載すること。

落札決定後、入札結果は総務課庶務係で公表する。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第8 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札が行われた場合

調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、「第7 落札者の決定方法等」にかかわらず、保留を宣言し、下記により落札者を決定する。調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。この場合において、管理者があらかじめ設定した低入札失格基準価格を下回る金額を提示した者は、失格とする。

- (1) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、天理市上下水道局低入札価格調査制度に関する事務取扱に基づき調査を行う。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者は、低入札価格調査に協力するものとする。（期限までに調査書類の提出がない場合は、失格とする。）
- (3) 低入札価格調査を行った場合は、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知する。

第9 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第17条から第19条に規定するとおりとする。

- (2) 入札の無効

入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び入札説明書において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は入札開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第10 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第11 問い合わせ先

第3(1)に同じ。

別表（入札日程）

天理市水道施設運転管理等業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 4 月 7 日（月）から 平成26年 4 月16日（水）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間及び 仕様書の公開期間	平成26年 4 月 7 日（月）から 平成26年 4 月16日（水）まで
質問書の提出期限	平成26年 4 月23日（水） 質問書の提出は、質問が有する場合のみです。
競争入札参加資格確認 の結果の通知日	平成26年 4 月24日（木）
質問書への回答日	平成26年 4 月30日（水）
競争入札参加資格が無とした 場合の説明要望書提出期限	平成26年 4 月30日（水）
競争入札参加資格が無とした 場合の当該理由の回答日	平成26年 5 月 8 日（木）
入札書到着期限日時	平成26年 5 月12日（月） 午後 4 時
開札日時	平成26年 5 月13日（火） 午前10時
くじを行う場合の日時	平成26年 5 月13日（火） 午後 2 時

(平成26年 4 月 14 日 掲示済)

天理市上下水道局公告第 8 号
一般競争入札について

下記の業務委託の請負について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成26年 4 月 14 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 天理市上下水道局お客様センター業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市上下水道局及び天理市給排水区域内
- (3) 業務概要
 - ① 検針業務
 - ② 調定業務
 - ③ 料金収納業務
 - ④ 開閉栓業務
 - ⑤ メーター取替業務
 - ⑥ 宿日直業務
 - ⑦ 付帯業務
- (4) 履行期間 平成26年 7 月 1 日から平成29年 6 月 30 日まで
(契約締結日の翌日から平成26年 6 月 30 日までの期間を準備及び引継期間とする。)
- (5) 予定価格 200, 249, 280 円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格 (以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

第 2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して、入札参加資格審査申請書 (集金・検針) を提出し、登録を受けた業者であって、次の(2)から(9)に掲げる条件をすべて満たした者であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申立て (同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。) 第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。) をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年 3 月 31 日以前に民事再生法 (平成11年法律第225号) 附則第2条の規定による廃止前の和議法 (大正11年法律第72号) 第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年 4 月 1 日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 過去10年以内 (平成16年 4 月 1 日から公告日まで。) に給水人口 5 万人以上の水道事業体で、次の①から④のうち、3つ以上の業務を一括で、連続して 1 年以上 (履行期間中のものを含む。) 受託した実績を有する者であること。
 - ① 水道メーター検針業務
 - ② 水道料金の調定、納入の通知及び収納業務
 - ③ 水道料金の滞納整理業務
 - ④ 水道開閉栓業務
- (8) 別表 1 (暴力団に係る排除措置要件) に該当する者でないこと。
- (9) 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (10) 他詳細は、入札説明書による。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 経営課

電話番号 0743-63-1001 内線803

FAX 0743-63-7159

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法

① 提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参すること。

(4) 仕様書公開の期間及び場所

① 期間 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 場所 (1)に同じ。

(5) 仕様書に対する質問書の提出の期限、場所及び方法(質疑のない場合は提出の必要はありません。)

① 提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出方法 質問書は、FAXにより提出するものとする。

(6) 質疑の回答は、質疑がある場合のみ、別表2(入札日程)のとおり入札参加者全員にFAXで送付します。

(7) 入札書の到着期限、送付先及び送付方法

① 到着期限 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 送付先 日本郵便株式会社 天理支店 留

天理市上下水道局 経営課 行

③ 送付方法 入札書(入札説明書に添付)に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出。(入札書が到着期限までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。)

(8) 開札の日時及び場所

① 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 場所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 1階会議室

(9) 入札保証金 免除

第4 競争入札参加資格の確認

(1) 落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書及び資料等」という。)を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 申請書及び資料等の提出の日、場所及び方法

① 提出日 別表2(入札日程)のとおりとする。

② 提出場所 (1)に同じ。

③ 提出部数 1部

④ 提出方法 持参すること。

第5 落札者の決定

(1) 本入札の執行回数は、1回を限りとする。

(2) 管理者があらかじめ設定した予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。

① 調査基準価格を下回る入札を行った者(失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものと

する。

② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

(5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

(1) 入札の失格等

第2に定める競争入札参加資格がない者のした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書等を提出した者のした入札並びに入札条件に違反した入札は失格又は無効とする。

(2) 契約保証金

金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等明細については、天理市契約規則第7条から第19条に規定するとおりとする。

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 経営課

電話番号 0743-63-1001 内線803

別表1 (暴力団に係る排除措置要件)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6 局発注工事等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記6の該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 局発注工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

※ 暴力団とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

※ 暴力団員とは法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

別表 2 (入札日程)

お客様センター業務委託	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	平成26年4月14日(月)から 平成26年4月25日(金)まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の提出期間	平成26年4月14日(月)から 平成26年4月25日(金)まで
仕様書の公開期間	平成26年4月14日(月)から 平成26年4月25日(金)まで
質問書の提出期限	平成26年4月30日(水)
質問書への回答期限	平成26年5月8日(木)
入札書到着期限	平成26年5月15日(木)
開札の日時	平成26年5月16日(金) 午前11時
競争入札参加資格確認書等の提出日 (落札候補者になった者のみ)	平成26年5月19日(月) 正午まで

※ 上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年 5 月 2 日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告 9 号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成26年 5 月 2 日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成26年 5 月 2 日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店

商 号 大角工業

代表者 大角 秀樹

住 所 奈良県生駒郡三郷町立野南 3 - 28 - 21